

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1915号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (併給禁止) 第38条 (略) 2 条例第55条第4項の人事委員会規則で定める手当は、 <u>委員会が別に定める場合を除き</u> 、次に掲げる手当とする。 (1)～(7) (略) | (併給禁止) 第38条 (略) 2 条例第55条第4項の人事委員会規則で定める手当は、次に掲げる手当とする。 (1)～(7) (略) |

第2条 特殊勤務手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| (動物処理等作業手当) 第6条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 (1)～(3) (略) 2 (略) | (動物処理等作業手当) 第6条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 (1)～(3) (略) (4) <u>愛鳥センター紫雲寺さえずりの里</u> 2 (略) |
| (社会福祉業務手当) 第18条 条例第19条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、地域振興局に勤務する職員とする。 2 (略) 3 条例第19条第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、 <u>女性相談支援センター</u> に勤務する職員とする。 | (社会福祉業務手当) 第18条 条例第19条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、地域振興局に勤務する職員とする。 2 (略) 3 条例第19条第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、 <u>女性福祉相談所</u> に勤務する職員とする。 |
| (特殊診療手当) 第24条 条例第28条第1項の人事委員会規則で定める職員は、 <u>はまぐみ小児療育センター</u> に勤務する医師等とする。 | (特殊診療手当) 第24条 条例第28条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する医師等とする。 (1) <u>はまぐみ小児療育センター</u> (2) <u>コロニーにいがた白岩の里</u> |
| (夜間看護手当) 第27条 条例第31条第1項の人事委員会規則で定める職員は、 <u>はまぐみ小児療育センター</u> に勤務する職員とする。 | (夜間看護手当) 第27条 条例第31条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。 (1) <u>コロニーにいがた白岩の里</u> (2) <u>はまぐみ小児療育センター</u> |

(併給禁止)

第38条 次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例第14条又は市町村立学校職員給与条例第14条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、当該職員に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

| | |
|------------------------------------|-----|
| (略) | |
| 中央児童相談所又は 女性相談支援センタ ーに勤務する職員 | (略) |
| (略) | |

2 (略)

(併給禁止)

第38条 次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例第14条又は市町村立学校職員給与条例第14条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、当該職員に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

| | |
|---------------------------------|-----|
| (略) | |
| 中央児童相談所又は 女性福祉相談所に勤 務する職員 | (略) |
| (略) | |

2 (略)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和6年1月1日から適用する。